事業区分番号

提出日 平成28年 4月15日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

住 所 〒943-0892 上越市寺町2-20-1 上越市社会福祉協議会 内

団体名 上越おもちゃ病院

代表者名 松木 敏行 图

電話番号

平成27年度第1回県民たすけあい基金助成事業完了報告書

下記のとおり、平成27年度第1回助成事業が完了しましたので報告します。

添付書類(社会福祉協議会は不要)

①平成27年度事業報告書 ②平成27年度決算書 ③その他助成事業に係わる資料等

(1)助成事業名	「上越おもちゃ病院」の修理技術向上に対する支援事業					
(2)助成金額		301千円				
(3)助成事業の 担当者	氏 名	渡辺 勝	住 所			
	電話		FAX			
	携帯電話		E-MAIL	joetsu_toy_hospital@live.jp		
(4)助成事業の 内容	● 壊れたおもちゃを原則無償で修理する「上越おもちゃ病院」を毎月定期的に開院。					
	毎月第4日曜日は、通年欠かさず、市民プラザで定例開院。さらに今年度は毎月第2日曜日も、					
	6月まで「住まいの広場」、7月から「リージョンプラザ」で新病院を開設。(年間受付〇〇件)					
	● 半年ごとの日程ポスターや広報チラシを作成、年間2回、市内の全幼稚園・保育園等に配布。					
	● ホームページやブログ等での情報発信と併せてコメントを募集、お客様との交流の場を提供。					
	2つのブログで訪問者数が倍増。(11月は「おもちゃ待合室」441人、12月は「電子カルテ」1,406人)					
	日本財団の公益サイト「CANPAN」で、情報開示レベル★★★★(最高の5つ星)を獲得。					
	● 平成27年10月17日~18日 おもちゃドクター養成講座(実習編)、上越10名+妙高1名が受講。					
	最新おもちゃ情報や高度な修理技術を習得し、柏崎・上越・妙高との交流も実現した。					
	毎月第2木曜日は定例会を開催、修理技術の情報交換をメインに、技術向上に努めている。					
	● 上越市教育委員会から後援を得て、市内小学校36校にチラシを配布、リサイクルを呼び掛けた。					

(5)助成事業実 施による効果 (助成事業を実 施したことによる 効果を記入くだ さい)

- 1 「上越おもちゃ病院」として実際に活動する姿を通して、見た人に強い印象を与えることができた。
- 2 ホームページやブログ等の充実により、活動内容を広く市民や全国へも情報発信できた。
- 3 最新のおもちゃ事情や修理技術を学習し、おもちゃ修理技術の向上を図ることができた。
- 4 上越市教育委員会の後援を得て、市内小学校36校の1年生に、リサイクル呼び掛けを実施した。

(6)助成事業経費の収支決算(助成事業に係わる収支決算を記入ください)

【収入の部】

(単位:円)

科目	説明(内訳・算出根拠)		金額
助成申請金額	県民たすけあい基金助成金		301,000
自己資金	養成講座受講料 @3,000×11人	33,000	53,233
	病院事業一般会計からの繰り入れ	20,233	
		収入合計	354,233

[※]自己資金は助成対象事業経費の1/10以上が必要です。

【支出の部】

(単位:円)

		\ - : 3/
科目	説明(内訳・算出根拠)	金 額
諸謝金	ドクター養成講座の外部講師謝金(2日間 50,432)	50,432
旅費交通費支出	外部講師旅費(東京~2泊3日 41,000、柏崎~2往復 11,000)	52,000
事務消耗品費支出	教材費・工具・診療材料 25,450、ロゴ入制服 60,464、文具類 21,373	107,287
印刷製本費支出	広報資料等印刷 48,741、用紙・トナー・インク等 55,190	103,931
通信運搬費支出	広報資料等宅配代(市内幼稚園・保育園等) 23,633	23,633
会議費	外部講師へのお茶・昼食代(2日分) 3,900	3,900
保険料支出	ボランティア保険料 @450*29人	13,050
	支出合計	354,233

県民たすけあい基金 助成対象経費について

助成の対象となる経費は、申請事業を実施するにあたり必要な下記記載の「科目区分表」の範囲内の経費です。

【対象事業】

- (1) 福祉分野(障害者、高齢者、子育て等)を対象とする活動
- ② 災害を対象とした活動
- ③ 地域住民が主体となった地域力向上に直結する活動 《今日的な福祉課題の解決に向けた地域(共助、互助)の対応》

【科目区分表】

経費項目	対象となる例・留意事項			
諸謝金支出	セミナー、研修会等の講師に対する謝礼			
旅費交通費支出	講師や指導者等の移動にかかる公共交通機関等の費用			
事務消耗品費支出	事業に必要な事務用品等の購入経費			
印刷製本費支出	資料印刷、チラシ、ポスター、報告書等の印刷経費			
通信運搬費支出	郵便切手 · 宅配代等			
会議費支出	講師や指導者等への茶菓代、昼食代等			
手数料支出	金融機関振込手数料、各種証明発行手数料等			
保険料支出	ボランティア保険や行事保険及びレクリエーション保険等の経費			
賃借料支出	貸室や会議室の利用料や物品借用時のリース・レンタル料			
車両費支出	車両燃料費(ガソリン代等)			
	事業に必要な機材、備品類等の購入費			
	事業に必要な機材、備品類等(上限価格)			
	次の備品は上限価格(単価)を下記のとおりとし、メーカーのカタログ、購入予定業者等の見			
	積書を添付ください。この額を上回る場合には欄外に使用目的、必要性、機器選定理由等を			
# D 啡 3 弗 十 川	具体的に明記してください。			
│ 備品購入費支出 │	1 パソコン 150,000円(税込)			
	2 プロジェクター 150,000円(税込)			
	3 プリンター 40,000円(税込)			
	4 デジタルカメラ 40,000円(税込)			
	5 パソコンの付属機器・ソフト等 20,000円(税込)			

【助成対象外の事業・経費】

■助成対象外の事業

- ① 国又は地方公共団体から、補助金、助成金を受けている又は受ける見込みがある事業
- ② 地域住民主体の福祉活動の観点から、単に「自然や環境を守るための活動」や「伝統文化の継承等の芸術・文化の活動
- ③ 緑地整備や施設の新設、増改築、修繕等の整備事業
- ④ ボランティア活動以外の社会福祉事業(制度サービス)に供する備品整備事業
- ⑤ 営利を目的とする団体、政治・宗教に関する活動及び事業
- ⑥ 3年連続で同一内容の活動(新たな展開がない)事業
- (7) 同一年度内に本基金から助成を受けている団体・グループからの申請事業

■助成対象外の経費

① 組織運営費や通常活動時の経費

(事務所等賃借料、町内会費・その他団体会費、水道光熱費、役員会の役員旅費、電話・プロバイダー料、パソコン・コピー機・事務用機器等賃借料 等)

② 会員が講師や調査員となって行う研修会、セミナー、調査等の会員講師等への諸謝金